

個人情報保護関連 3 法の概要

総務省政策統括官（統計基準担当）

1 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の概要

区 分	内 容
<基本法部分>	
1 目的	・ 個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること
2 国の責務	政府が基本方針を作成して総合的かつ一体的に施策を推進
3 定義	・ 個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの） ・ 匿名加工情報（特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）
<一般法部分>	
1 個人情報等の取扱い	・ 個人情報の利用目的の特定及び利用目的の達成に必要な範囲内での取扱い ・ 偽りその他不正な手段による個人情報の取得の禁止 ・ 個人情報の取得に際しての利用目的の通知又は公表 ・ 個人データの内容の正確性の確保等 ・ 安全管理措置（個人データの漏えい、滅失又はき損の防止等のために必要かつ適切な措置の実施） ・ 第三者提供の制限（あらかじめ本人の同意を得ない個人データの第三者提供の原則禁止） ・ 保有個人データに関する事項の公表等（保有個人データを本人の知り得る状態に置くこと及び本人の求めに対する利用目的の通知義務） ・ 匿名加工情報の作成等（加工基準に従った作成、安全管理措置の実施、匿名加工情報の第三者提供時の公表、識別行為の禁止等）
2 本人関与	・ 開示請求権（本人による保有個人データの開示請求が可能。他の法令に違反する場合等を除き事業者が開示義務） ・ 訂正等請求権（本人による保有個人データの内容の訂正、追加又は削除請求が可能。事業者は調査結果に基づく訂正等の義務） ・ 利用停止等請求権（本人による保有個人データの利用の停止又は消去請求が可能。事業者は請求に理由があれば原則応じる義務）
3 苦情処理	・ 事業者による個人情報の取扱いに関する苦情処理 ・ 認定個人情報保護団体による対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情処理・個人情報保護委員会による苦情のあっせん
4 事業者に対する監督	個人情報保護委員会の報告徴収、立入検査、指導・助言、勧告・命令

5 適用除外	報道機関が報道の用に供する目的や学術研究機関等が学術研究の用に供する目的の場合等には、個人情報取扱事業者の義務等に係る規定の適用を除外
6 罰則	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱事業者等が不正な利益を図る目的で個人情報データベース等を提供、又は盗用した場合（個人情報データベース等不正提供罪：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金） ・個人情報取扱事業者等が国からの命令に違反した場合（6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金）

2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）の概要

区 分	内 容
1 目的	<ul style="list-style-type: none"> 行政の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること
2 対象機関	国のすべての行政機関
3 定義	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）等） 行政機関非識別加工情報（一定の要件を満たす個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して得られる非識別加工情報）等
4 個人情報等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 保有の制限等（個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するために必要な場合に限り、利用目的をできる限り特定。利用目的の達成に必要な範囲を超えての保有を制限） 書面による直接取得に際しての利用目的の明示 正確性の確保（利用目的の達成に必要な範囲で事実と合致） 安全確保の措置（漏えい等の防止のための措置） 利用及び提供の制限（利用目的以外の目的のための利用・提供の原則禁止） 行政機関非識別加工情報の作成等（加工基準に沿った作成、利用目的以外の目的のための利用・提供の禁止、個人情報ファイル簿への記載、安全確保の措置等）
5 個人情報ファイル	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報ファイルの保有に当たっての総務大臣に対する通知 個人情報ファイル簿の作成及び公表
6 本人関与	<ul style="list-style-type: none"> 開示請求権（何人も自己を本人とする保有個人情報の開示請求が可能。不開示情報に該当する場合を除き開示義務） 訂正請求権（開示を受けた保有個人情報について訂正請求が可能。訂正に理由があると認めるときは利用目的の達成に必要な範囲で訂正義務） 利用停止請求権（開示を受けた保有個人情報について利用停止請求が可能。請求に理由があると認めるときは適正な取扱いを確保するために必要な限度で利用停止義務） 審査請求等（開示、訂正、利用停止決定等に対する審査請求について、原則として情報公開・個人情報保護審査会へ諮問）
7 苦情処理	個人情報や行政機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理
8 行政機関に対する監視等	総務大臣による施行状況の調査、資料の提出及び説明の要求、意見の陳述 (行政機関非識別加工情報については個人情報保護委員会による指導、助言等)
9 罰則	以下の行為を行った行政機関の職員等に対する罰則 <ul style="list-style-type: none"> 正当な理由なく個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルの提供（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金） 不正な利益を図る目的での業務に関して知り得た保有個人情報の提供又は盗用（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）等

3 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の概要

区 分	内 容
1 目的	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること
2 対象機関	独立行政法人、国立大学法人、特殊法人、認可法人等
3 定義	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）等） 独立行政法人等非識別加工情報（一定の要件を満たす個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して得られる非識別加工情報）等
4 個人情報等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 保有の制限等（個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するために必要な場合に限り、利用目的をできる限り特定。利用目的の達成に必要な範囲を超えての保有を制限） <ul style="list-style-type: none"> 書面による直接取得に際しての利用目的の明示 正確性の確保（利用目的の達成に必要な範囲で事実と合致） 安全確保の措置（漏えい等の防止のための措置） 利用及び提供の制限（利用目的以外の目的のための利用・提供の原則禁止） 独立行政法人等非識別加工情報の作成等（加工基準に沿った作成、利用目的以外の目的のための利用・提供の禁止、個人情報ファイル簿への記載、安全確保の措置等）
5 個人情報ファイル	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報ファイル簿の作成及び公表
6 本人関与	<ul style="list-style-type: none"> 開示請求権（何人も自己を本人する保有個人情報の開示請求が可能。不開示情報に該当する場合を除き開示義務） 訂正請求権（開示を受けた保有個人情報について訂正請求が可能。訂正に理由があると認めるときは利用目的の達成に必要な範囲で訂正義務） 利用停止請求権（開示を受けた保有個人情報について利用停止請求が可能。請求に理由があると認めるときは適正な取扱いを確保するために必要な限度で利用停止義務） 審査請求等（開示、訂正、利用停止決定等に対する審査請求について、原則として情報公開・個人情報保護審査会へ諮問）
7 苦情処理	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報や独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理
8 独立行政法人等に対する監督等	<p>総務大臣による施行状況の調査</p> <p>(独立行政法人等非識別加工情報については個人情報保護委員会による指導、助言等)</p>
9 罰則	<p>以下の行為を行った独立行政法人等の職員等に対する罰則</p> <ul style="list-style-type: none"> 正当な理由なく個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルの提供（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金） 不正な利益を図る目的での業務に関して知り得た保有個人情報の提供又は盗用（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）等